No.431　行政書士しが　平成31年（2019年）1月1日／月刊（1）

行政書士しが

発行所　滋賀県行政書士会
発行人　井上超由／編集人　奥野慎太郎
所在地　滋賀県行政書士会館
〒520－0056
大津市末広町２－１（ＪＲ大津駅前徒歩１分）
TEL（077）525-0360・FAX（077）528-5606
E-mail：shigakai@gyosei-shiga.or.jp
URL：http://www.gyosei-shiga.or.jp/



「勝部の火祭り」（公益社団法人びわこビジターズビューロー提供）



年頭のごあいさつ

滋賀県行政書士会　会長
井上　超由

年頭にあたり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

皆様には、清々しい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

本年は4月30日に天皇陛下が退位され、5月1日に皇太子殿下の即位が予定されており、新たな時代が始まります。

昨年末、第197回国会において、改正入管法が成立しました。4月に法務省入国管理局が出入国在留管理庁に昇格し（法務省設置法の改正による）、「特定技能1号」「特定技能2号」の新たな2つの在留資格が創設される予定です。これらの在留資格の詳細な内容については、法務省令への委任が多く依然不明な部分も多いのですが、この入管法改正は外国人労働者や移民といった問題をどう考えるのか、雇用問題、経済問題、文化問題等も相まって国民的な大議論となりました。

平成元年以降、行政書士が入国管理局への申請取次ができるようになり、行政書士は申請取次業務を平成の時代とともに30年間取り組んできました。外国人の在留資格に関する手続、対日投資の手続、雇用手続、渉外身分関係の手続、そしてこれらに関する相談等さまざまな外国人とその関係する方々への支援を行ってきました。

そして、こういった外国人と接する過程において、さまざまな手続きだけでなく、日本での生活に不慣れな外国人の日常生活上の相談も数多く受けてきました。

新たな在留資格「特定技能」の創設により、今後、日本に入国し在留する外国人は確実に増加しますので、ますます行政書士の必要性や活躍の場は増えるものと考えられます。

また、今般、地方公共団体に対しても、在留外国人へのさらなる支援が要請されています。こういった中、地方公共団体へも我々行政書士の知見を活用していただくように働きかけを強めてまいりたいと思います。

滋賀県行政書士会の事業としましても、在留外国人へのさらなる積極的な広報活動や国際業務分野の研修会をさらに充実させるなどして、国際化社会への対応を進めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、皆様方のますますのご多幸と本年が素晴らしい一年になりますようにお祈りを申し上げます。

作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。